

H26年度包括外部監査の結果に対する措置内容

テーマ:保健衛生及び高齢者福祉行政に関する財務事務の執行及び事業の管理

I 保健衛生及び高齢者福祉行政に関する財務事務の執行及び事業の管理

項目	指摘事項・意見の概要	措置内容
長寿社会課	1. (ゆーりんピック2013開催事業費補助金) 実行委員会への補助という形を取っており、実行委員会から各競技団体へ助成金が支出されている。競技団体の中には、競技者から参加費を徴収している団体も存在したが、実行委員会からの実績報告書には、各競技団体の収支表等の原始証憑の添付がなかった。 ヒアリングしたところ、実績報告書の確認に際し、追加で証拠書類の閲覧や提出を求めている場合もあるとのことであった。すべて一律機械的に原始証憑を添付しないとイケないわけではないが、必要に応じて、実績報告書にそれらの写しを添付し、保管しておくことが望ましい。(意見)	平成26年度からは、補助金に係る実績報告書の提出に際し、必要に応じて各競技団体の収支表等を添付させることとした。
	2. 生きがいと健康づくり推進事業費補助金 いしかわ長寿大学の運営費に関しては、講師等への謝金支払い報告及びその証憑類が、ねりんピックへの選手団派遣費用については、費用の内訳明細や旅費交通費等の支払を示す証憑類の添付がなかった。 ヒアリングしたところ、実績報告書の確認に際し、追加で証拠書類の閲覧や提出を求めている場合もあるとのことであった。すべて一律機械的に原始証憑を添付しないとイケないわけではないが、必要に応じて、実績報告書にそれらの写しを添付し、保管しておくことが望ましい。(意見)	平成26年度からは、補助金に係る実績報告書の提出に際し、必要に応じて講師等への謝金支払いやねりんピックへの選手団派遣費用の証拠書類を添付させることとした。
	7. 施設開設準備経費助成特別対策事業費 要綱では「補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により、この補助金にかかる消費税及び地方消費税にかかる仕入控除税額が確定した場合には、速やかに、知事に報告しなければならない。なお知事に報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。」と定めるが、監査を行った時点では、補助金を受けた市町及び事業者からの報告はなかったため、報告するよう求めることが必要である。(意見)	要綱に基づき、市町及び事業者へ仕入控除税額の報告を求めたうえで、返還がある場合は、速やかに返還させることとした。
	8. 介護基盤施設等緊急整備臨時特例事業費 要綱では「補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により、この補助金にかかる消費税及び地方消費税にかかる仕入控除税額が確定した場合には、速やかに、知事に報告しなければならない。なお知事に報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。」と定めるが、監査を行った時点では、補助金を受けた市町からの報告はなかったため、報告するよう求めることが必要である。(意見)	要綱に基づき、市町に仕入控除税額の報告を求めたうえで、返還がある場合は、速やかに返還させることとした。
	3. 国民健康保険保険基盤安定負担金 11月に交付決定がなされ、翌年2月に3市から変更申請が出されているが、その変更理由について記載がない。 そもそもこの申請額は基準日(10月20日)の被保険者数等によって算定するため、変更は誤算定によるものであり、県としては、市町に対し、このような誤算定がないよう指導するとともに、変更申請書には変更理由を記載させるようにしなければならない。(意見)	交付申請から市町に指導するとともに、交付要綱を改正し、平成27年度に交付要綱を改正し、変更申請書には変更理由記載欄を追加した。
4. 国民健康保険高額医療費共同事業負担金 事務手続き上のことではあるが、県は当初申請書を5月28日までに提出するよう市町に指示しており、それを受けて市町からは5月28日付で提出されているが、要綱に準拠すれば、この年度では5月22日までに提出するよう指示すべきであった。(意見)	要綱に基づき、平成27年度から申請書の提出指示を徹底している。	
5. 国民健康保険団体連合会補助金 当該補助金は、これまで24百万円であったが、石川県国民健康保険団体連合会に多額の内部留保がある等の理由により、平成25年度に見直しを行い20百万円とした。しかしながら、依然として内部留保は多額であり、他都道府県よりも補助額が高い水準にあることから、引続き見直ししていくことが必要である。(意見)	内部留保については、国保連は各保険者と協議のうえ、平成25年度から段階的に保険者に対して返還手続き等を進めており、解消に努めている。 なお、県としても補助額の見直しについて今後も引き続き検討していく。	
16. 病院内保育所運営事業費補助金 当該補助金の有効性を事後的に評価する指標として、対象者の離職率の推移等を指標とすることが考えられる。当事業年度の結果のみならず、当初の事業計画の目標値との乖離等を把握し、次年度以降の事業運営・予算策定に活かしていく必要があるため、当該費用の有効性に関して一定の指標に基づいて継続的に監視をしていくことが必要であると思われる。(意見)	対象者の離職率の推移等の指標に基づく継続的な監視をしていく。	

地域医療推進室	2, 寄付講座設置費	報告書の費用について、その内容を検証することが困難な状況である。例えば、消耗品費13,100千円とあるが備考欄には何も書かれておらず、備品費9,093千円については、備考欄に品名の記載があるものの使途等は不明である。支出内容を把握し、事業に必要な経費に充てたかどうかを確認できるように、備考欄にその内訳など記載させるべきである。また、報告書については、もっと具体的な内容を記載し、活動状況がわかり、県側が支出金額に対する成果の検討が可能レベルでの報告説明が望まれる。(意見)	当該事業は、平成25年度で終了したが、今後同様のケースにあつては、支出内容を具体的に記載するよう指導し、適正な手続きに努めたい。	
	5, 石川の地域医療人材養成支援事業費	実績報告の事業費のうち、担当医師の旅費等に関する明細がなかった。旅費等の実費については、より詳細な報告を求めべきである。(意見)	平成26年度からは、実績報告書の提出に際し、旅費等の実費について明細を提出させることとした。	
	6, 救急勤務医確保支援事業費補助金	実績報告の所要額精算書において、注記では補助所要額は補助基本額に1/3を乗じた金額を記載するように指示しているにもかかわらず、県の予算額がその金額を下回ることから、その算定根拠を無視した金額が唐突にでてきている。所要額精算書について、事実合うような形式に整えるべきである。(意見)	当該事業は平成25年度で終了したが、今後同様の補助金を交付する場合には、所要額精算書の様式を実態に合う形式とする。	
		救急勤務医手当に関する経費に対して補助する目的は、救急勤務医手当の向上については救急勤務医の質的量的充実であるが、その効果についての測定はなされていなかった。例えば、医療機関に対して、改善状況や今後の方針を聞き取りするなどが必要であり、そもそも、現在の状態を把握したうえで補助を行い、年度ごとの実績の推移を分析しながら施策を行うべきであった。(意見)	当該事業は平成25年度で終了したが、今後同様の補助金を交付する場合には、種々の機会を捉えて効果を確認する。	
	8, 小児救急電話相談事業費	業者選定方法としてプロポーザルの形式を採用していることに異論はないが、応募が1者だけであった。他県の動向をみると、電話相談業務を請負える業者は4者程度存在するので、短期間ホームページに掲載し、応募を待つのではなく、その4者すべてに直接プロポーザル参加を呼びかけるべきである。(意見)	平成26年度からは、業務委託のためのプロポーザル参加呼びかけについて、ホームページに掲載すると共に、対応可能である業者すべてに電話及びメールで、直接呼びかけた。	
	9, いしかわ診療情報共有ネットワーク整備事業費	システム整備費用は約5億円と巨額であり、当該補助金の有効性を事後的に評価する必要がある。想定されるものとしては、「当初の利用者人数見込みと実績値の差異」、「システムの年間利用時間見込みと実績値の差異」、「上記差異が発生している場合の原因分析と対応策」が挙げられる。事業年度の結果のみならず、当初の目標値との乖離等を把握し、次年度以降の事業運営・予算策定に活かしていく必要がある。(意見)	稼働3年(H26.4~H29.3)で登録患者数10,000人を目標とし、年度末に進捗状況を確認する。	
	10, 高度専門医療人材養成支援事業費	セミナーの開催等にかかる実績報告書に、参加者数が記載されていないものが散見された。補助金支出の効果を図る重要な情報であるため、記載するよう指導すべきである。できれば医療関係者と一般参加者の人数の別が判明する記載が望ましい。また、当該事業については、単年度のみで効果を図ることが難しく、派遣研修に関しては、終了後、学んできた知識・技術等を県内で活かせる仕事に1年以上従事すること等が求められているので、実際にそのような活動がなされたかどうか、追跡して確認したうえで検証する必要がある。(意見)	平成26年度からは、実績報告書にセミナー等の参加人数を載せるよう指示し、うち医療関係者数がわかる場合は併せて記載させることとした。また、派遣研修に参加した者について、県内で1年以上従事していることを確認することとした。	
	健康推進課	2, 感染症予防事業費	当該事業は、感染症患者の発生に備え、常時、専門病床が使用可能な体制を確保するものであるが、病床確保が申請通りになされているかについて、定期的に確認を行うべきである。(意見)	平成26年度からは、補助金の実績報告書の提出に際し、病床の図面等の病床確保が確認できる資料も、併せて提出させることとした。
		4, 北陸ブロック拠点病院エイズ対策費	実績報告については、実績報告書の提出を受けるだけでなく、必要に応じて聞き取り等も行い、活動実績の把握に努めるとともに、事業内容や方針に関する協議を行うことによって、より効果的な予算執行をお願いしたい。(意見)	平成26年度からは、実績報告書の提出を受けた際には、必要に応じて聞き取り等を行い、執行状況確認を行うとともに、今後の執行方針について協議することとした。
	薬事衛生課	1, 生活衛生指導助成事業費	生活衛生営業振興事業費補助金の実績報告書について、各業種別組合が実施したイベントや研修会の参加人数等の記載がなく、実際に実施されたかどうか分かる内容となっていないので、参加人数等の実施内容の詳細な報告を求めべきである。(意見)	平成26年度からは、実績報告書について、各業種別組合が実施したイベントや研修会の参加人数等の詳細な報告を求めることとした。

南加賀保健福祉センター	<p>現在ほとんど使用されていない重要物品が散見された。台帳に顛末と現況を記載したうえで、他の施設に転用可能かなど県全体としての活用を検討することが望まれ、今後も使用予定のないものであれば、速やかに廃棄処理をしなければならない。また、今後についても、使用しない重要物品が生じた場合には、その都度、活用方法を検討することが求められる。(意見)</p>	<p>台帳に顛末と現況を記載したうえで、使用予定のない重要物品については、他所属や県内の医療機関等で再利用する可能性を検討したが、再利用不可能であったので廃棄処理を行った。</p>
	<p>毒物劇物の管理について、箱に入れて棚に置かれているだけで、落下防止の措置がされていないので、地震等が発生しても落下しないような専用棚で管理すべきである。 また、毒物劇物は14品目保存されていたが、使用しているのは4品目のみである。事故等の防止のため、使用しない毒物劇物は速やかに廃棄すべきである。(意見)</p>	<p>専用の薬品保管庫を設定し壁に固定、安全管理を徹底した。また、指摘のあった使用予定のない毒物劇物については廃棄処理を行った。</p>
	<p>健康危機管理関連保管物品の管理については、毎年、在庫確認を行っているものの、使用期限切れの備蓄品の更新がなされていない等の不備が見られた。在庫管理マニュアル等を作成し、徹底した在庫管理に努めるべきである。また、期限切れのものについては、いざ必要な時に誤使用するリスクがあるため、速やかに処分すべきである。(意見)</p>	<p>健康危機管理関連保管物品一覧及び物品配置図を作成し、使用の際は一覧表に使用物品及び数量を記載するよう職員に周知した。 また、使用期限切れのものは分別し、廃棄処理を行った。</p>
	<p>平成24年度から加賀地域センターの訪問業務や受付業務の一部が南加賀保健福祉センター(本所)へ移管したことにより、加賀地域センターでの業務が縮小され、施設全体の大部分は使用されていない。この利用状況でも最低限の人員は必要であり、固定的な支出は発生しているため、今後も状況をみながら常に集約と改善(センター建物の有効利用)を考慮してもらいたい。(意見)</p>	<p>県有施設等の状況を把握し判断していきたい。</p>
石川中央保健福祉センター	<p>麻薬等研究施設の立入検査について、平成25年度末時点で12の施設がある内、立入検査が行われているのは0件であり、過去3ヶ年で見て平成24年度に1施設の立入検査が行われているのみである。立入検査の強化を検討されたい。(意見)</p>	<p>12施設のうち平成26年度に7施設、平成27年度に5施設の立入検査を実施した。 今後は概ね3年に1度の頻度で立入検査を実施していく方針とした。</p>
	<p>備品について、取得年月が非常に古く、今後も使用予定のないものが存在した。他にも取得年月が古いものが散見されたので、使用の可否、今後の使用予定の有無を検証して、廃棄すべきものは速やかに廃棄の手続きを取るべきである。 また、備品に関して、備品台帳に記載はあるが、現物のないものがあつた。もう一度実在庫点検のための棚卸をして現物のないものについては原因を究明したうえで、備品台帳の在庫数量を修正すべきである。(意見)</p>	<p>備品台帳と現物を照合し、一致していることを確認したうえで、使用予定のない備品については、他所属で使用希望がなかったため、廃棄した。</p>
	<p>社会福祉会館の備品のうち、昭和44年以前に取得した備品(椅子等)には、シールが剥がれたものや、貼られていないものもある。現在使用されているものについては、管理シールを作成して貼付すべきである。(意見)</p>	<p>各備品とシールを照合し、備品シールが欠落している備品については再度作成し、貼付した。</p>
	<p>現在使用していない重要物品があつた。台帳に顛末と現況を記載したうえで、他の施設に転用可能かなど、県全体としての活用を検討することが望まれ、今後も使用予定のないものであれば、速やかに廃棄処理をしなければならない。また、今後についても、使用しない重要物品が生じた場合には、その都度、活用方法を検討することが求められる。(意見)</p>	<p>台帳に顛末と現況を記載したうえで、使用予定のない重要物品については、他所属や県内の医療機関等で再利用する可能性を検討したが、再利用不可能であったので廃棄処理を行った。</p>
	<p>毒物劇物管理簿と現物を照合したところ、帳簿に記載のなかった硝酸(422g)が発見された。これは、他の物質が混ざったため試薬として使用できなくなったことから中和剤として使用することとし、小さく「廃棄用」と記載して試験台上で保管していたものを、監査を受検するにあたり、念のため劇物保管庫に入れたものであるとのことだった。 当該薬品は、純粋な硝酸ではないとはいえ依然濃度が高いものであり、こうした薬品を試験台上で保管していたのは問題である。このような場合には、「中和剤」と分かりやすく記載したラベルを貼付して専用の保管庫で保管するなど、管理を徹底すべきである。(指摘)</p>	<p>指摘のあった硝酸廃液については廃棄処理を行った。 また、今後指摘のあった硝酸廃液等の劇物については、内容物がわかるような適切な表示を容器に行い、処理するまで劇物の保管庫内で、専用トレイに入れ保管することとした。</p>

能登中部保健福祉センター	現在使用していない重要物品があった。台帳に顛末と現況を記載したうえで、他の施設に転用可能かなど県全体としての活用を検討することが望まれ、今後も使用予定のないものであれば、速やかに廃棄処理をしなければならない。また、今後についても、使用しない重要物品が生じた場合には、その都度、活用方法を検討することが求められる。(意見)	台帳に顛末と現況を記載したうえで、使用予定のない重要物品については、他所属や県内の医療機関等で再利用する可能性を検討したが、再利用不可能であったので廃棄処理を行った。
	毒物劇物は20品目保存されていたが、使用しているのは8品目である。事故等の防止のため、使用予定のない毒物劇物は速やかに廃棄処理手続をすべきである。(意見)	指摘のあった使用予定のない毒物劇物については廃棄処理を行った。
	公有財産台帳だけでは何を指しているのか特定が困難なものが存在する。これらの工作物については、図面や写真で特定できるようにして財産台帳と一緒に保管しておくなどの措置が必要と考える。(意見)	工作物を特定できる図面や写真を作成し、台帳と一緒に保管した。
能登北部保健福祉センター	嘱託医の報酬に関して、月額定額67,500円(5日分)としている。しかし、実際の従事日数は月2日程度であり、その他随時相談等を行っているという状況であることから、業務の実態にあった報酬に見直す必要がある。(意見)	平成27年度からは、勤務実績に日額を乗じた報酬とし、各所相談・助言を受けることは勤務日に行うこととした。
保健環境センター	試験・検査等の業務で使用する事務用備品(机・棚等)以外の機器で、ほとんど使用されていない古いものが散見された。現在使用されていない古い機器については、使用可能状態にあるのかどうか、また使用予定の有無についても早急に調査すべきと思われる。(意見)	備品台帳と現物を照合し、使用予定の無い備品については、他所属で使用希望がなかったため、廃棄処理を行った。
	薬品廃棄について、専門業者へ回収を依頼するものと、リスクがないとして希釈し、廃棄するものが存在するが、その線引きがあいまいである。担当者(研究員)のスキルと判断に依存する部分が大きく、基準を明確にしておくべきである。(意見)	取り扱う薬品の廃棄基準について統一し、文書で周知を図った。
	パソコンの表計算ソフトによる経歴管理を行っているが、薬品の棚入れからソフトへの入力までのタイムラグは当然発生するので、担当者の入力忘れのリスクは常にある。現物棚に受払表を備付け、在庫の受払いの都度、手書きで受払いを記入すべきである。(意見)	使用した場合は、まずは現物棚に備え付けた管理表に記入のうえで、パソコンに入力することとした。なお、新規購入時は伝票(納品書)とも確認し、受け払い数量の漏れのないよう管理の徹底を図った。
	パソコンの「毒劇物等管理システム」による経歴管理を行っているが、薬品の棚入れからソフトへの入力までのタイムラグは当然発生するので、担当者の入力忘れのリスクは常にある。現物棚に受払表を備付け、在庫の受払いの都度、手書きで受払いを記入すべきである。(意見)	使用した場合は、まずは現物棚に備え付けた管理表に記入のうえで、システムに入力することとした。また、システムへの早期入力によるより厳格な管理を図る。なお、新規購入時は伝票(納品書)とも確認し、受け払い数量の漏れのないよう管理の徹底を図った。

II 平成21年度包括外部監査の意見等への対応状況

項目	指摘事項・意見の概要	措置内容
厚生政策課	ii 社会福祉施設振興資金費 当該事業は、県内の社会福祉法人等に対する貸付業務を石川県社会福祉協議会に委託しているものであるが、委託契約書において、貸付金の最終的な貸倒れリスクを誰が負うのか(県か石川県社会福祉協議会か)明らかではないので、契約書上で明確にすることを検討すべきである。(意見)	契約書へ記載することを含めて、検討する。